

議事要旨(3) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」に寄せられたコメントへの対応及び税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメントへの対応及び税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討の審議を行う旨が説明され、続いて、前田ディレクター及び淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い他について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「乖離度合いが最も小さい」という表現も「最も近いと判断される」という表現も、あまり違いが見受けられないため、事務局提案に賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- (分類 4)に係る要件の見直しに関して、(分類 4)と(分類 5)を明確に区別するためには、(分類 4)に係る要件として将来の事象を織り込む方が良いと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 事務局提案の本公開草案第 16 項の修正文案は、計上額を踏まえて何を考えて分類すべきなのかが理解しづらい文章となっているので、再度検討すべきである。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本公開草案第 16 項については、趣旨が明確となるよう修文を検討する。

スケジューリングの定義に関する事項について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - スケジューリングの定義を定めることによって従来の実務とは異なる結論となる懸念がある。今までスケジューリングの定義について、実務上特段の問題は生じていなかったことから、考え方を整理するに留め、適用指針において定義を定めない方向が良いと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 回収可能性とスケジューリング可能が、一致した概念なのかどうかを明確にできない状況の中では、スケジューリングの定義を定めない方が良いと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- スケジューリングの定義を定める方法よりも、まずは本公開草案第 21 項における、

将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いとは、どういう場合を想定しているのかについて明確にすべきである。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- スケジューリングの定義を設けるかどうかも含め対応を検討する。

合理的な説明に関する取扱いの検討について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「合理的に説明できる場合」という言葉を「合理的な根拠がある場合」とすれば、説明を行うかどうかという手続には着目されず、客観性の問題になると考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 本公開草案は、監査委員会報告第 66 号における硬直的な運用を改善することが目的なので、「反証」という言葉では語感が強くて、目的に対応していない。例えば、「合理的に判断できる」とし、企業側の立場からも監査人側の立場からも対応できる言葉に変えれば、誤解を避けることができるのではないかと。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 「反証」という言葉を使うと、当該定めを適用するハードルが高くなる懸念がある。アカウンタビリティ（説明責任）という言葉もあるので、公開草案において提案した「合理的に説明」に賛成する。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「反証」という言葉については多くの課題があるものと理解したので、ご意見を踏まえて検討する。

税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 決算日後に改正税法が成立して税率が変わる場合、見積りの変更に該当するという意見も聞かれるが、実務的には難しい状況がある。決算日現在の財務諸表を作成する上では、上場株式の減損に用いる株価や固定資産の減損会計における割引率と同じ考え方を採用し、期末日以降の税法成立による税率変更は開示後発事象とすべきである。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 超過課税による税率について差分を標準税率に加える方法は、東京都の算定方法とは異なっていたため、再度検討すべきである。

以上